

< 談話 >

新型コロナウイルス感染症対策に憲法とジェンダーの視点を
— 緊急事態宣言延長にあたって

2020年5月7日
日本婦人団体連合会
会長 柴田真佐子

政府は5月4日、緊急事態宣言の5月31日までの延長を決定しました。

新型コロナウイルスの猛威は、政治、経済、文化のみならず、あらゆる人々の日常を激変させています。さまざまな団体や関係する人々が現場の切実な要求実現を求め、対策を前進させてきましたが、まだまだ十分ではありません。

医療現場では命を守るために懸命の努力がされています。しかし、深刻な実態にある医療・福祉対策についてはいまだ多くの不備が改善されていません。補正予算には「1人一律10万円現金給付」が国民世論の力で盛り込まれましたが、感染爆発、医療崩壊を阻止し、暮らしと生業を守り抜くためには全く足りません。宣言を延長するならなおさら、医療体制の抜本的強化、自粛とセットの補償のためのさらなる予算措置が必要です。

ジェンダー視点にたったコロナ危機対策が求められます。世界的に、コロナ対策の最前線で働く医療・福祉従事者の7割が女性です。また、働く女性の多くが低賃金・不安定な非正規労働で、今回のような経済危機のもとで真っ先に切り捨てられています。

外出自粛と生活不安によるストレスが、家庭内でのDVや虐待の危険を高めています。国連女性機関(UNウィメン)は、各国政府に「コロナ対策が女性を取り残していないか」と問いジェンダーの視点にたった対策が女性だけでなくすべての人々に良い結果をもたらすことを強調しています。G7ジェンダー平等委員会も、ジェンダー平等と女性の権利の悪化防止のための共同行動を要請しています。社会的に弱い立場である、女性、高齢者、障害者、シングルマザー、性的マイノリティーの人たちの実態にみあった政策、たとえば給付金は世帯単位でなく個人単位の支給に変更するなどが求められています。

新型コロナ対策を最優先すべき時に安倍政権は、年金受給開始の選択肢を75歳にまで延ばす年金法、内閣が検察人事に介入できる検察庁法、企業の種子支配をもくろむ種苗法の各重要改悪法案の成立、さらには憲法審査会での改憲論議をねらっています。日本国憲法をいかに、いのちと暮らし、平和と基本的人権、民主主義が守られる政治を行うべき時に、国民の多数が反対している改憲を持ち出すなど、決して許すことはできません。

世界的な感染抑止は国際連帯なしには実現しません。婦団連の加盟する国際民主婦人連盟は、すべての国が環境と自然資源の保護を政策のトップに掲げること、女性に対する暴力と搾取をやめること、何よりも、戦争をやめて膨大な軍事費を医療・福祉にまわすことを求めて運動しています。

国内外の女性と連帯し、憲法をいかにジェンダー視点にたった、いのちと暮らしを最優先する政治を実現させ、平和といのちと人権を守りましょう。

以上